

平成26年 藤枝市議会2月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(請願審査)

平成26年3月19日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、請第5号『「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書』の採択を求める請願について、審査の経過と結果を主な発言を中心にご報告いたします。

また、質疑がある場合は、本委員会の中に紹介議員がいるため、紹介議員へ質疑するというので、審査を進めましたので申し添えます。

初めに、一委員より、「日本という国に、秘匿性の高い情報を渡したいといったときに、それを守る法律がないということが非常に問題であったという国際的な状況の中で、それを守る法整備を行ったという位置づけではないかと考える。

そういう中で、批判があるということも承知をしており、議論としてはまだ進んでいる状況で、今、本市議会としてこの意見書を出すということについては、いかがなものかという認識である。」という意見がありました。

次に、紹介議員から「秘匿性の高い情報の保護がこの特定秘密保護法なのかどうかということについての議論が国会で不十分だったと思う。非常に慌ただしく会期末を目指して、一気に採決に至ったもので、秘匿性の高い情報だけを保護するのではなく、国民に影響の多い部分が非常に多いという内容が、だんだんに明らかになっていき、非常に大きな反対運動が起こったという経過である。」という意見がありました。

次に、一委員より、「我々が代表として出している国会議員の3分の2以上が賛成した法案であり、多数の声を無視することは憲法の規定を無視せよと言っていることと同じではないかと解釈している。今回、12月25日に閣議決定されて、本法案が国会で通ったわけだが、その中で、政府も反対意見を考慮し、国民の知る権利の保障に関しては、十分に配慮しなければならないという条文を追加することや、罰則の対象となる取材を著しく不当な応報によるものとするなどの表現を加えたり、特定秘密の指定が30年を越える場合は、内閣の承認を必要とするなど、その後も、情報修正をかなり行っている。

そうした中で、政府は有識者の秘密の指定や解除などの基準を検討する、情報保全諮問会議、あるいは保全監視委員会を設置するという点でも改善されている。

新聞等でも『日本もようやく英米などのほかの先進国並みの機密保全体制が整った』というような報道もされている。

こうしたことから、廃止を求める意見書を出す必要はないと考える。」という意見がありました。

次に紹介議員から、「国会が多数でも、国民の賛成者は少数である。これはあらゆる世論調査で多数は反対、あるいは慎重に、もっと検討するよにということである。国会が多数ならもうそれでしょうがないということは、議会人の一人として、やはり市民から見て批判されると思う。若干進行中の問題でもあると言われたが、施行されるのは強行採決をされてから1年後である。

とにかく戦前の状況も振り返り、公務員がかなり縛られてくる可能性もあるわけで、少なくともまじめに検証してもらう必要がある。」という意見がありました。

続いて討論に入り、「この特定秘密保護法は、これからの日本の民主主義、あるいは憲法

などを前進させていく上で非常に危険な法律だと考えている。そうであるならば、国で決められたことであって、市議会議員が議論する問題ではないという態度は、とるべきではない。国際間で決められた必要な法律であるかどうかという審議も十分でなく、あのような強行採決をせざるを得ないというところに、この法律の決定的な問題点が存在する。このような問題については、真摯に議論をし、最終的に採択するのは藤枝市議会であるから、本市議会なりの意見書というのがあるのではないかというふうに思っている。本請願に沿って、いろいろ努力していくことは非常に大事であると考え、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成少数で本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。